

法律改正(R4.10.1施行)に伴う長期優良住宅認定制度について

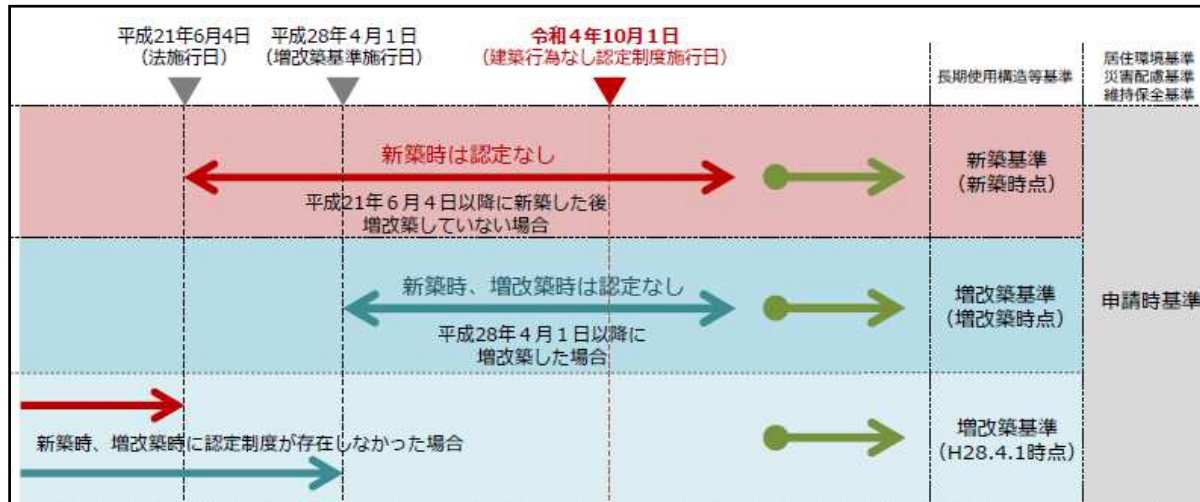
長期優良住宅の認定に係る法律が改正され、令和4年10月1日より施行されます。これに伴い、下記のとおり長期優良住宅認定制度の取扱いの変更を予定しています。

1. 改正の主なポイント

(1) 認定対象の拡大

建築行為を伴わない既存住宅の認定をするための制度が新たに創設されます。

既存住宅の認定基準及び認定手数料は以下の表のとおりです。



愛媛県 長期優良住宅維持保全計画認定申請審査手数料

建て方別	住棟の戸数	既存住宅に係る認定申請審査手数料(円)	
		確認書等の場合 (住宅性能評価書を含む)	その他の場合※
一戸建ての専用住宅		22,300	82,400
一戸建ての併用住宅		22,300	82,400
共同住宅等	2～5	40,600	193,500
	6～10	66,800	309,600
	11～25	111,300	611,400
	26～50	178,500	1,094,900
	51～100	272,900	1,882,300
	101～200	463,900	3,482,500
	201～	588,800	4,976,500

※長期優良住宅認定基準の審査を全て県が行う場合

(2) 省エネ対策の強化(省エネルギー性)

(現行基準)

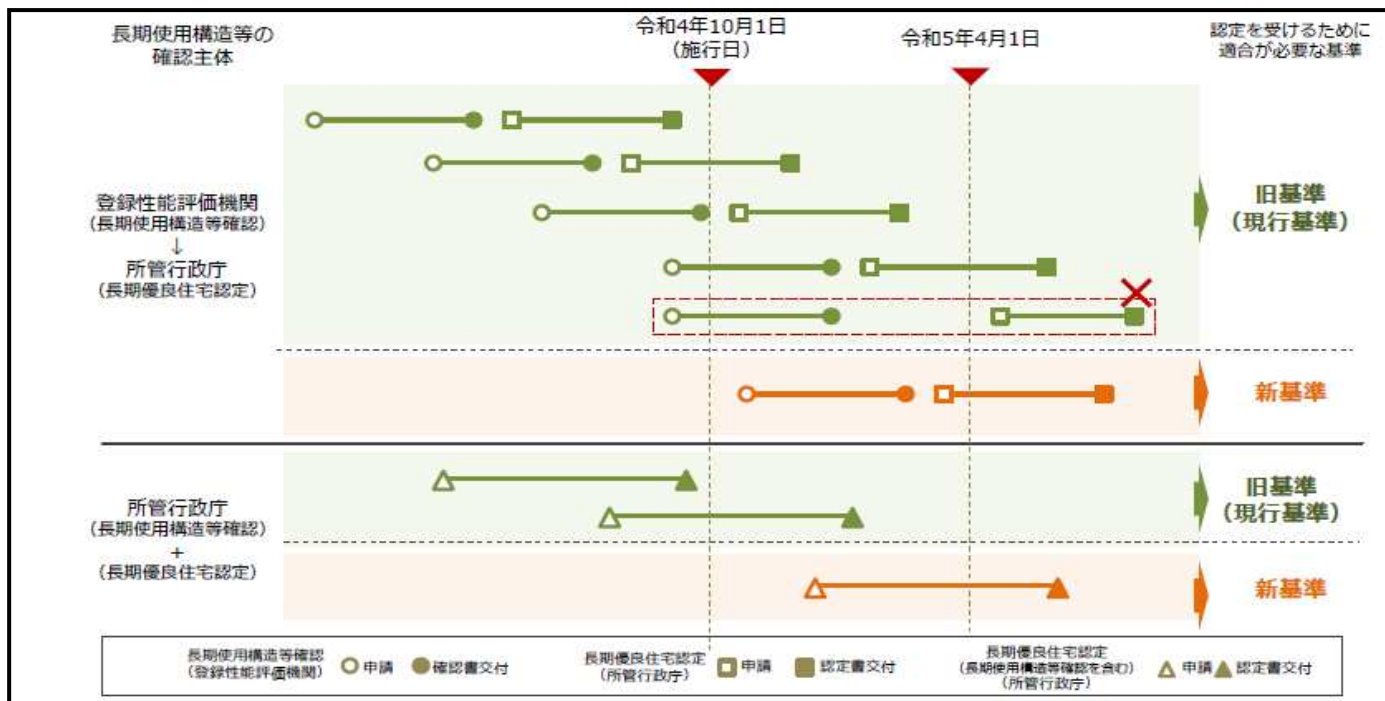
断熱等性能	一次エネルギー消費量性能
住宅性能表示の等級4	無し



(改正基準 R4.10.1) ※手数料の変更なし。

断熱等性能	一次エネルギー消費量性能
住宅性能表示の等級5	住宅性能表示の等級6

施行日前後の長期使用構造等基準(省エネルギー性)の適用について(参考)



国土交通省住宅局住宅生産課
説明会資料抜粋

※施行日(令和4年10月1日)より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合は、旧基準(現行基準)を適用します。

※ただし、旧基準(現行基準)による認定は、所管行政庁への認定申請が令和5年3月31日までのものに限りです。

詳細は、申請所管の各所管行政庁へお問い合わせください。